

## 会 議 録

会議名	令和7年度第2回行政改革推進委員会		
開催日	令和8年1月27日(火)	場所	駅前庁舎 防災室・会議室
時間	午後1時30分～午後2時40分		
出席者	<p>委員：鎌田哲也委員、鶴岡英樹副会長、園田康博委員、高橋清忠委員、白坂英義委員、栗原正志委員、小山百合子委員 (7名出席)</p> <p>市側：総務部 植野総務部長、中原総務部次長、山本情報経営課長、望月係長、高浦主任主事、正司主事</p>		
議題	<p>1 令和8年度経営改革推進計画の策定について</p> <p>2 補助金・負担金等の見直しに関する基本方針の改正について</p>		
その他	<p>1 開庁時間の変更について(報告)</p> <p>2 「経営改革方針」と「DX 推進計画」の統合について(報告)</p>		
配布資料	<p>会議次第</p> <p>01 令和8年度経営改革推進計画(案)</p> <p>02-1 補助金・負担金等の見直しの観点</p> <p>02-2 補助金・負担金等見直し基本方針案(新旧対照表)</p> <p>03 開庁時間の変更</p> <p>参考 01 「経営改革方針」と「DX 推進計画」の統合について</p>		
会議概要	別紙のとおり		

## 【会議の概要】

### 1. 開会

#### ○事務局

配付資料、不足が無いことを確認。

会議にてマイクシステムを使用する旨及び使用方法を確認。

委員会の開会を宣言。

植野総務部長より挨拶。

#### ○事務局

議事進行について、附属機関設置条例第6条の規定により、白坂会長へ。

#### ○議長

議事進行の前に、会議の公開等について事務局へ説明を依頼。

#### ○事務局

委員9名のうち、2名欠席、7名出席であり、会議は成立。

委員会は「木更津市審議会等の会議の公開に関する条例」の規定により、公開。

傍聴人はいない旨説明。

### 2. 議事

#### ○白坂議長

議事（1）令和8年度経営改革推進計画の策定について、事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局

資料1 令和8年度 経営改革推進計画（案）をご覧ください。

経営改革推進計画については、「木更津市経営改革方針」に基づき、年度毎に推進項目を挙げております。

今回は、最終年度である令和8年度の計画について、取りまとめをいたしました。

なお、別資料の「令和8年度 経営改革推進計画の事業別 参考資料」ですが、こちらは各事業の指標の根拠となる資料でございます。前回の委員会でのご意見を踏まえ、準備いたしました。

それでは、全14項目のうち、主だった取組について、ご説明いたします。

なお、令和8年度の活動内容は、各事業の表の下段に記載しています。

2ページをご覧ください。

事業ナンバー1、人事評価制度の充実については、

今年度、複線型人事制度を本格的に導入し、専門性の高い職員の育成に向けて、所属長からの情報シート、自己申告書における希望調査を実施し、令和8年4月1日の人事異動への反映を予定しています。

引き続き、制度の効果的な運用に向け、進めてまいります。

3ページをご覧ください。

事業ナンバー2、働き方改革の促進については、恒常的な時間外勤務を縮減するため、これまでの管理職による勤務実態の把握や、管理職に対するヒアリングなどに加え、開庁時間の変更を実施します。

また、職員のメンタルヘルスの取組を進めるとともに、オンライン会議が行える環境を強化し、移動を伴う会議の縮減を図ってまいります。

なお、指標の②ですが、男性の育児休暇取得率が大幅に上回ることが予想されるため、上方修正しています。

また、開庁時間の変更については、後ほど報告事項でご説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

事業ナンバー5、事務事業の縮小・廃止については、

令和4年度に実施した業務プロセス分析結果の活用を改めて促すとともに、開庁時間の変更により生じる時間を活用して、業務のデジタル化・効率化に向けた検討を進めます。

7ページをご覧ください。

事業ナンバー6、ふるさと応援寄付金・企業版ふるさと納税の活用については、ふるさと応援寄附金の更なる増加に向けて、新たな寄付方法の拡充や広告の活用などに取組めます。

企業版ふるさと納税については、令和7年度の寄付件数が目標値である、15件より多い20件となる見込みであるため、令和8年度の目標値も20件に上方修正します。

今後も、支援いただいている民間事業者と連携し、企業に対して更なるアプローチを図ってまいります。

8ページをご覧ください。

事業ナンバー7、ICTの活用による業務改善については、職員の生産性及び業務効率を向上するため、職員がRPAのシナリオを作成できる仕組みや研修の導入について検討を進めます。

なお、自治体のシステム標準化のあおりもあり、全国的にSEが不足する状況から、RPAの契約から新規シナリオ作成を除外したため、指標①の目標値は現状の据え置きとしました。

また、オンラインプラットフォーム（きさらづみなトーク）については、導入から2年が経過し、参加者や意見の層が広がらず、テーマ設定や情報発信の工夫が必要という課題が見えてきました。

そのため、令和8年度は、参加者層の拡大と意見の多様性の確保に注力する方針に転換することとし、指標②の目標値を現実的な水準の30回に見直しました。

9ページをご覧ください。

事業ナンバー8、行政手続のオンライン化については、庁内各部に対し「オンライン手続一覧」

への登録の働きかけや、オンライン化を妨げている要因の洗い出し、解消に向けた取組を進め、オンライン化の推進と、利用率の向上を目指します。

指標につきましては、常設の手続を「オンライン手続一覧」に乗せ、その数をカウントしていますが、単発や一時的な手続を除いていることから、実態に沿った目標値に下方修正しました。

11ページをご覧ください。

事業ナンバー10、子育てアプリを活用した母子保健・子育て情報の発信については、アプリにおける配信情報の充実化や、適切な時期に適切な情報が届けられるよう、庁内関係課等へ働きかけを行い、分かりやすい情報の配信に努めていきます。

指標である登録者数は毎年増加していますが、新規登録者数が鈍化していることを踏まえ、令和8年度の目標値は下方修正しています。

少子化の影響も考えられますが、窓口だけではなく医療機関や放課後児童クラブなどでも周知を行ない、新規登録者数の増加を引き続き図ってまいります。

12ページをご覧ください。

事業ナンバー11、協働によるまちづくりの推進については、市民活動支援センターにおいて、引き続き団体間の連携を強化する交流会や、設立等に関する相談支援など、市民活動の支援・促進に取り組めます。

また、まちづくり協議会については、昨年10月に請西・真舟小地区で設立され、本年2月には木更津第二小学校地区でも設立される見込みです。

これにより、市内全域でまちづくり協議会が組織されることとなりますので、今後は協議会の横の連携を深め、活性化に取り組むとともに、地域防災力の向上を図ってまいります。

ただいまご説明しました8項目のほか、合計14項目の計画案となっております。

今後のスケジュールでございますが、本日いただきましたご意見を添え、総合政策会議に諮り、決定してまいります。

その後、3月市議会の総務常任委員会協議会で報告し、ホームページに掲載する予定でございます。私からは、以上でございます。

○白坂議長

説明が終わりました。

それでは、事務局の説明に対してご意見、質問等がありましたらお願いいたします。

○栗原委員

令和8年度が計画の策定3年目ですが、令和8年度の実績については、今年度の実績を踏まえた修正がいくつかみられます。これが、正しいやり方かと感じます。

前回の委員会では、具体的な方策が少し弱く、計画の内容が前年度と大きく変わってないと感じるという話をした記憶があるが、今回、現実的な目標値に修正したのはよいと思います。

1つ教えていただきたいのですが、事業ナンバー8 行政手続のオンライン化の中で、「オンラ

イン化手続数」については、申請書類という認識でよろしいのでしょうか。

例えば、オンライン化の手続を市民が認知している数が少ないのか、それとも、市役所のオンライン申請が可能な手続が少ないということなのでしょうか。

#### ○事務局

「オンライン化手続数」につきましては、もともと目標250件とし、令和7年度も取り組んで参りましたが、現状としましては184件となっております。

これにつきましては、市の方でまず取組やすいものを進めて参りましたが、添付書類が必要なものなど取組が難しいものが残っている状況です。

また、一時的な手続はこちらの件数から除いていますので、そういった面で件数が伸びていないということもございます。市が用意するオンライン手続があまり増加していないことが、件数が伸びていない原因の1つとして挙げられます。

行政手続の利用状況については、参考資料「行政手続調査結果」をご覧ください。

指標の「オンライン化手続数」はカウントの仕方が一部のものに限られておりますので、数値が184件でございましたが、すべてを含めてどれほどあるのかが、こちらの表の方に示させていただいております。

現在電子化が可能な手続としまして、全庁の総手続数1,103手続のうち371の手続が導入可能であるもので、そのうち実際に導入ができたものが237手続となっており、約64%が、手続が可能としてきたところでございます。

実際にどれぐらいご利用いただいているのかですが、令和6年度総手続件数が31万3,390件、そのうち、オンラインで手続をいただいているものが16万6,644件でございました。割合としますと、約53%というところでございます。

この数字が高いか低いかというところはあるかと思いますが、私どもの周知も足りていないと感じておりますので、この数字を上げていけるように、今後も取組を進めていきたいと考えております。

#### ○栗原委員

コンビニ交付が多くなればそれだけ市役所での手続も減り、職員の仕事の量が減ると思うので、コンビニ交付をさらに増やしていけばいいと思います。

コンビニ交付だと窓口より手数料が安い市もあるようですが、木更津市はどうでしょうか。

そういったことが周知されれば、利用者も増えていくと思います。

#### ○事務局

本市の場合、窓口で手続をしていただきますと概ね1件あたり300円ですが、コンビニ交付ですと200円になり、100円安くなる形で運用しております。

#### ○白坂議長

その他、ご質問ありますでしょうか。

他にご意見等なければ質疑終局と認めます。

令和8年度経営改革推進計画の策定につきましては、承認ということでご異議ありませんでしょうか。

○委員

異議なし。

○白坂議長

承認と認めます。

それでは事務局の方で、本日の審議結果を受けて調整をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして議事（2）補助金、負担金等の見直しに関する基本方針の改正について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

「資料2—1 補助金・負担金等の見直しの観点」をご覧ください。

今回の基本方針の見直しですが、市が交付する補助金負担金等については、限られた財源の中で効果的・効率的に運用していくため、見直しの基本方針に基づき、原則4年に1度、網羅的に見直しを実施しています。

本来、令和7年度が見直しを行う時期となっておりますが、前回の見直しをしてから、現行の補助金等の問題点が見えてまいりましたので、今年度はまず、基本方針の見直しを検討しました。

見直しに当たりまして、現在の課題について、資料のとおり4点整理いたしました。

1つ目は、補助金等の既得権的な長期交付を防止し、補助金等の趣旨に合致する交付を行うことや、4年に1度の見直しの実効性を確保するということです。

2つ目の適法な交付ですが、これは当然のことではありますが、補助金等の交付にあたっては、対象やその事業の性質に応じて遵守すべき法令が存在するため、適正な交付の大前提として、あえて明確化しました。

3つ目は、繰越金がある場合の補助のあり方、

4つ目は、補助金等を受けている団体の事務局を市が担うことの正当性です。

資料右側の「改正案」は、各課題に対応する基本方針の変更箇所です。

具体的な変更点は、新旧対照表でご説明させていただきます。

それでは、「資料2—2 補助金・負担金等の見直しに関する基本方針（改正案）（新旧対照表）」をご覧ください。

1ページの下段「はじめに」ですが、前段では、本市が掲げる、協働・共創による持続可能なまちづくりなどを記載し、後段では、このような取組を進展させるためには、補助金等の必要性や効果を検証・評価し、透明性を高め、補助金等を効果的・効率的に活用することが重要であることといたしました。

2ページの「2 補助金等交付の前提条件」の(1)ですが、ここに補助金交付の大前提となる「法令に適合しているか」の記載を追加しました。

(3)ですが、事業を市と協働で進める場合に、広く市民に理解を得られるよう、“明確で適切な役割分担であり、交付対象事業等が真に補助すべき内容であること”に変更しました。

明確で適切な役割分担であれば、市が事務局を担うことも可能と考えています。

(6)ですが、類似の補助金や、同一の団体へ事務支援等を含めて重複が生じていないかを確認することに変更しました。

例えば、市が事務局を担うような場合に、団体運営に対する補助金が重複して交付されていないか、などを確認します。

(7)ですが、補助金等について、終期の記載はこれまでもありましたが、どれくらいの期間を検討すべきかの考え方を示していませんでしたので、基準を5年以内として設定しました。

なお、合理的な理由がある場合に限り、5年を超えることも可能ですが、その場合は、理由や終期の考え方を明確にすることとしました。

3ページをご覧ください。

「4 補助金等の分類ごとの見直しの考え方」の(1)運営補助ですが、先ほどの協働により市が運営補助や支援を行う場合に求められることを、後段に追加しました。

内容としては、あらかじめ必要事項を書面で取り交わすこと、市が補助や支援を行う必要性や、役割分担と終期を明確にすることとしています。

(2)事業補助ですが、次のページに続きます。

ここでは事業の経費と利益のバランスが取れ、地域に利益がどれだけもたされるかの視点を示しています。

今回、そのバランスから、誰が事業を担うことが最も利益につながるのかの視点を加えました。

その上で、市が行う事業は業務委託などを検討すること、

また、協働による場合に求められることを再掲しています。

5ページの「ウ」をご覧ください。

ここでは、「5 補助金等の審査方法」の「(1)審査項目」のうち、「必要性」を示していますが、「d」の繰越金の記載を追加しました。

繰越金等といっても、必要があり積み立てている場合もあれば、単に事業を行わずに繰り越している場合もあるなど、様々かと思えます。

そのため、客観的に必要と認められる積立金等を除き、繰越金の額が過大となっていないかを確認することとしました。

次に「エ 適時性」ですが、2 前提条件の(7)で示した終期の5年以内を超える場合、その理由を精査し、本当に補助金を交付する必要があるのか、ゼロベースで見直すことを追加しました。

6ページの「7」をご覧ください。

従来は、4年ごとに見直しは行うものの、それを過ぎてしまえば、見直しで出た結果に対して、どのように対処しているのか、市民からは分からない状況でした。

そのため、「見直し効果の持続」として、指摘事項について毎年度、検討状況を公表することとしました。

補助金額については、毎年度、当初予算編成において、所管課が検討結果から精査することとされています。

なお、検討状況は財政課なども確認できますので、査定の際に活用されるとも想定されます。基本方針の主な改正点は、以上でございます。

今後のスケジュールですが、7ページをご覧ください。

本日、ご承認いただきましたら、市長などで構成される総合政策会議に諮ります。

基本方針決定後は、議会に報告のうえ、新方針に基づき審査シートなどを改訂し、全庁に補助金等の見直しの調査を行います。

3月～4月に各課で1次審査を実施し、その後、部長級による行政改革推進会議で2次審査を行います。見直しの結果については、当委員会でご意見を頂きたいと考えております。

審査については、令和9年度当初予算編成に間に合うように、進めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○白坂議長

ただいまの説明に対し、ご意見ご質問等がありましたらお願いをいたします。

○小山委員

資料2-1「補助金・負担金等の見直しの観点」の中で、「補助対象事業を誰が担うことが最も「利益」につながるか見直しを行う」とあります。この「利益」という言葉の意味は、もちろんお金のこともあるかと思いますが、補助金をいただいている団体は、お金以外にも、例えば心の豊かさですとか、経験といったこともあると思うのですが、ここでの「利益」という意味合いについてお考えを教えてくださいと思います。

○事務局

ここで示しました「利益」でございますが、誰が担うと交付する補助金の目的が最大になるかを示したいと思い、改正をしたところでございます。

そのため委員からおっしゃっていただきました通り、お金以外のいろいろな部分の目標、目的、価値を含めまして「利益」と考えているところでございます。

## ○園田委員

私から質問及び質問に付随するような意見をいくつかさせていただきたいと思います。

まず1点目は、この改正案の新旧対照表の「1 はじめに」のところで、協働・共創という言葉が入ってきております。

地方自治の観点から申し上げますと、共創という言葉は総務省からもしっかりと示されているところであり、改めて私も木更津市の関連で、共創という言葉が、ホームページなどに入っていないか探してみましたが、見当たりませんでした。今回こちらにそういった文言を入れていただいたのは、大変すばらしいと思います。木更津市としてもこの共創という観点、市民とのクリエイション、コラボレーションで、価値創造をつくり出すことを求めているのかなと思っております。

質問は、他にこの共創という言葉が、この木更津市の政策の中に入っているものが他にあるか、お伺いしたいと思っております。

2点目ですが、「2 補助金等交付の前提条件」の、「市が市民等の行う特定の事業等に対し」の「市民等」という言葉が表されていますが、これはいわゆる市民と、団体事業者も含めた概念であるのかというところの確認です。

3点目は4ページ目の中段、「その上で、補助対象事業を誰が担うことが最も「利益」につながるか見直しを行います。」とありますが、つながるか「、」見直しを行うのか、つながるか「の」見直しを行うのか、言葉の使い方と繋がり観点でどちらの解釈になりますか。

細かいところで大変恐縮ですが、内部の規則ですので、法律とは違いますけれども、その点をお伺いしたいです。

## ○事務局

まず、共創の部分でございますが、本市の方で定めております、「第3期オーガニックなまちづくりアクションプラン」に考え方を示しております。

こちらは、きさらび地域循環共生圏×SDGs推進モデル オーガニックシティプロジェクトとして、市を挙げて進めております。

その中で示されている考え方を、こちらの補助金・負担金等の見直しにも反映させ、改正をしたところでございます。

続きまして「市民等」の「等」でございますが、委員がおっしゃっていただきました通り、団体事業者などを含めて「等」としたところでございます。

最後の質問については、補助対象事業を誰が担うことが最も利益に繋がるか「の」見直しを行う、という認識でございます。

こちらにつきましては、例えば、補助事業としてではなく委託で行った方が効果が高い場合、もあるかと思っております。そういった場合は市が担うこととなります。

一方で、地域で市から、経費を負担させていただき、市民の皆さんで実施していただいた方が、やりがいや生きがいなど利益に繋がる場合は、地域の方で担っていただくといった視点で見直しをするということになります。

○園田委員

1 点目に申し上げた共創という言葉ですが、これをキャッチフレーズにして、木更津市は市民と一緒に新しい価値を作っていくんだ、という取組を次年度以降も打ち出していただけると、若い人たちにはすごく突き刺さるものになっていくのではないかなと期待をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○白坂議長

その他、ご質問ありますでしょうか。

他にご意見等なければ質疑終局と認めます。

補助金・負担金等の見直しに関する基本方針の改正については、承認ということでご異議ありませんでしょうか。

○委員

異議なし。

○白坂議長

承認と認めます。

それでは事務局の方で、本日の審議結果を受けて調整をしていただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、以上で議事が終了となりましたので、議長の任務を終了させていただきます。

ありがとうございました。

**3. その他**

○事務局

最後に3 その他でございますが、事務局から2点ご報告をさせていただきます。

まず1点目、開庁時間の変更について報告させていただきます。

資料3「開庁時間の変更」をご覧ください。

2ページをご覧ください。

まず、これまでの経緯ですが、昨年7月でご説明させていただいた際に、LoGo フォームを活用した市民への意見募集を行うべきというご意見をいただきましたので、8月から1か月間、意見募集を行いました。

その後、職員提案制度実施要領に基づき手続を進め、今月、総合政策会議において変更案が採択されたため、その結果について、本日ご報告させていただきます。

3ページをご覧ください。

LoGo フォームによる市民等へのアンケート結果からご説明します。

アンケートは8月22日から9月5日まで、市公式ホームページやライン、朝日庁舎の窓口へのQRコードの掲示により実施しました。

総回答数は、428件です。

①回答者の年齢では、40代と50代の方で半数を占めていますが、70代以上の方も12%と比較的多くご回答いただきました。

次に②市役所に来る頻度では、半年に1回が37%と最も多く、次に、ほとんど行かないが24%となっています。

4ページをご覧ください。③のよく行く部署では、市民課が66%と最も多く、その他は、保険年金、市民税、福祉関連などとなっています。

④の市役所を利用する時間帯では、10時から11時が最も多く、9時から16時までで8割を占めています。

5ページをご覧ください。⑤オンライン手続の利用ですが、利用したことがある方は39%と少なめではございますが、⑥のオンライン手続の感想では、簡単・便利などのプラスの意見が140件ございました。

操作が不安や使いづらいなどマイナス意見は約20件でした。

次に⑦開庁時間の変更について伺ったところ、賛成、どちらかといえば賛成の方が67%、反対、どちらかといえば反対の方が33%でした。

ここには掲載しておりませんが、自由意見では、賛成・反対に関わらず、全体的に、休日開庁やオンライン手続の充実を希望する声が多くありました。

6ページをご覧ください。

こちらは、市民課に設置されている番号札の発券機から、令和6年度の時間別の来庁者数のデータを抽出いたしました。

合計約10万件に対しまして、今回変更を検討しました8時30分から9時と、16時30分以降は、比較的少ない件数で占められており、割合にしますと約8.4%でございます。

また、種類では、証明書とマイナンバーが多くを占めております。

7ページをご覧ください。

庁内の調査結果ですが、こちらを基本に案を作成したところです。

詳細につきましては、事務局の案に反映しているものがほとんどですので、説明は割愛させていただきます。

8ページをご覧ください。

ここまでの調査結果等を踏まえた開庁時間変更の趣旨でございます。

開庁時間を変更することは、窓口を利用される方への影響が危惧される一方で、窓口の1件の処理に1時間以上を要したり、窓口を閉めた後に行う作業などもあり、勤務時間内にサービス向上や業務改善を検討したり、議論を交わすような時間が取れにくい実態がございました。

そのため、この3つの趣旨から、変更時間を変更することといたしました。

1点目は、業務時間中になかなか打合せなどが出来ない状況を受け、業務効率化・サービス品

質向上のための検討時間を確保したいというものです。

2点目は、手続のオンライン化など、対面の手続によらないサービス提供の推進をここで加速させていきたいというものです。

3点目は、勤務時間と開庁時間が同じことから、現状の時間外勤務ありきの勤務を解消し、より良い労働環境を整備したいというものです。

昨年の時間外勤務時間は11万時間を超えており、今年度も先ほどの御説明の中で申し上げた通り、増加する見込みです。休職や退職の状況を踏まえますと、時間外勤務は大きな課題でございます。

また、開庁時間を短縮する市が近隣でも増えており、職員の採用においても、就職先を選択する際の1つの判断基準となる可能性もございます。

9ページをご覧ください。

変更案の概要ですが、検討結果や他市等の状況から、9時から16時半となりました。

なお、緊急性や重要性の高い内容については、これまでどおり各課等の判断で対応いたします。

10ページをご覧ください。

実施時期は、保育園の申請で混雑が始まる前の令和8年9月から、対象は、駅前や朝日など各庁舎と出張所などとし、図書館や地域交流センターといった施設そのものの利用をサービスとしている施設等は対象外とします。

11ページをご覧ください。

今後のスケジュールですが、3月議会で報告し、その後パブリックコメントを実施した後に、定例記者会見を行い、市民に周知してまいります。

ホームページや窓口、また、SNSや回覧など、出来る限り広く周知してまいります。

なお、スケジュールのうち、市長・副市長レクなどは、事務局の事務に関する部分でございますので、市ホームページに当委員会の会議録や資料を公開する際は、削除させていただきたいと存じます。

12ページをご覧ください。

県内の状況です。最近はさらに導入が進んでおります。

先月は県内の地方新聞でも1面で取り上げられ、人材獲得への働き方改革として紹介されました。

13ページをご覧ください。

運用課題の整理でございますが、電話については、市民への影響をできる限り抑える意味から、これまでと同じ対応といたします。

14ページをご覧ください。

朝日庁舎の出入口は、自動ドアにタイマーを設定して、閉庁後、外から入ることは出来ないが、中から出ることを可能とします。

緊急時は、これまで同様、守衛室前の出入口を利用して各課で対応いたします。

15ページをご覧ください。

導入後の評価ですが、時間短縮によって生じた時間で取り組んだ内容や、時間外勤務の実績、市民から寄せられた声などを調査してまいります。

以上の結果をまとめ、1年後を目途に検証する予定でございます。

16ページをご覧ください。

これまで明確でなかった開庁時間を規定するため、他市の事例を参考に「木更津市の開庁時間に関する規則」の素案を作成しました。

3月議会後のパブリックコメントでは、本規則案で行う予定でございます。

私からのご報告は以上でございます。

説明は以上でございますが、ただいまの件につきまして、今後取組を進めていくにあたり、委員の皆様から、ご意見ご質問ございましたら参考とさせていただきたいと存じますがいかがでしょうか。

#### ○鎌田委員

変更を実施するに当たって、人材の確保は切実な話として理解ができるところですが、私のイメージですが、行政サービスをどうやって拡大していくか、という時代が長く続いている一方、窓口をだんだん閉じていくという話になるので、違和感をおぼえたり、どうして、という話が出てくると思います。

その辺りをしっかりと説明する必要があると思いますが、今先行して実施している自治体では、何か問題があるのでしょうか。

そういった例がもしあるのであれば教えていただきたいのに加え、この時間を短くすることによって朝早くや、夕方遅くに来る人達を救済するような、手だてはあるのでしょうか。

その辺りも配慮しないとどうかという気がしますが、いかがでしょうか。

#### ○事務局

今鎌田委員の方からいただきましたご質問でございますが、まず他市の事例につきましては、様々な市に確認をしております。

市民の方から特に問題になるような意見があったかを確認をした際は、概ねどこの市も特に大きな声がなかったと伺っています。

変更したことでプラスの面があったかという点については、本市でも目的に掲げましたが、業務改善に繋がったことや、新しい取組を始める検討の場を職員が作り始めた、といった話を伺っています。

続きまして、開庁時間内に対応できない方への救済措置でございますが、現在、市民課の業務につきましては、休日開庁を月2回実施しています。

そういった場をご利用していただきたいと考えております。

また先ほどご説明させていただいた中で、窓口での手続の中で、特に証明書の交付などが非常

に多くなっています。

そういった部分につきましては、コンビニ交付など、なかなか利用が進んでいない面もあるかと思えます。

先ほど栗原委員からも、ご意見ご質問いただきましたオンライン手続がまだ進んでいない部分もあるかと思えますので、そういった部分を強化していき、コンビニでも交付が可能なことを、私どもも周知する場が必要だと考えております。

また、電話につきましては、これまで同様に17時15分まで利用できるようになっておりますので、そこでできる限りのカバーをしていきたいと考えています。

市民の方から様々なご意見等をいただくとお思いますので、その1年後の検証のときまでに、意見の収集を行い、対応してまいりたいと考えております。

#### ○園田委員

今鎌田委員からお話がありましたように、市民の皆さん方の中には、多少なりとも不安に思われる方もいらっしゃるのではないのかなと思っております。

スケジュールでは、だいたい内部手続を踏まえた上で、パブリックコメントや定例記者会見に出すと思えます。

定例記者会見などでは、大々的にこういった形で木更津市が変わっていく、という打ち出し方というものは、やはり大変重要になってくるのではないのかなと感じます。

先ほどサービスの利益というお話もありましたけれども、この改革をやることによって、市民にとってそれが充実する形になれば、市もようやく本気を出したか、と感じる人も多いと思えます。

今までも試行錯誤していらしかったと思えますが、この開庁時間の短縮が、より良く市民の皆さん方への利益につながっていくというところの打ち出しはしっかりと行ったほうが良いと思えます。

そこに至るまでの準備期間、先ほどちょっとありましたけれども、私もそのオンラインの手続や、コンビニでの証明書発行、それらを自分自身がやってみたときのことを思い出してみただけでも、一度それやってみたら、こんなに簡単だったのかと感じ、なんで今まで市役所まで行って、それを取りに行かなければいけなかったのだ、と気づかされ、自分で使ってみて初めて便利さが分かりました。

「皆さんこれ便利ですよ」ということを言っているだけでは、なかなかそれが届かないというところもあるので、先ほどアンケート結果にもありましたように、やってみたらすごくよかった、というところが、大体感じていただけるといことは分かっていると思えます。

ですので、市の窓口のどこかに、コンビニの端末と同様のものを置き、窓口に来た方にもあえて「次回からは、こういったところでも証明書が取れますよ」とそちらの方に示唆を強めるというところを、この周知期間の始まる前あるいは始まってからでもいいですが、そういった施策も一つ取り上げておくと、よりオンライン化の手続に関する理解度というか、そういったものも向上していくのではないかなと思っております。

開庁時間変更の取組はますます進めていただきたいと私は思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○事務局

ありがとうございます。ただいまのご意見を参考にさせていただき、今後の取組を進めたいと存じます。

その他にご意見等ございますでしょうか。

○委員

なし。

○事務局

続きまして2点目、「経営改革方針」と「DX推進計画」の統合について、ご報告をさせていただきます。

資料は参考1「経営改革方針とDX推進計画の統合について」をご覧ください。

1ページ目の「1の統合の理由」ですが、これまで、経営改革とDX推進については、それぞれ「経営改革方針」と「DX推進計画」を策定し、施策を展開してきました。

また、経営改革は実行計画として、「経営改革推進計画」を策定しております。

「経営改革方針」では、市民が求める質の高い市民サービスの提供に向けた経営改革の取組を進めることとしています。

一方、「DX推進計画」では、未来に向けた発想の転換による変革（イノベーション）をデジタルの力を徹底的に活用して下支えするものとしています。

どちらも目的は、従来の仕組みを改革・イノベーションすることであり、目指す方向は同じです。

このため、計画の違いが分かりにくく、施策も重複しておりました。

また、それぞれの計画ごとに意見聴取や方針決定する会議体が存在しており、別々で諮る必要があるため、所管課を含め、資料作成や会議開催に時間と労力を要しております。

以上を踏まえ、また、全庁的に時間外勤務時間の削減が進まない状況などもございますことから、経営改革とDXに関する方針や計画を1つに統合し、「(仮称)行政改革・DX推進計画」とさせていただきたいというものでございます。

次に「2. 現行の「経営改革方針」と「DX推進計画」の構成に関する比較」につきましては、それぞれの項目を比較したものでございます。

2ページ目の「3. (仮称)行政改革・DX推進計画の構成案と骨子案」では、それぞれの項目から対応関係を結び付けた、統合後の計画の構成案としております。

構成としましては、大きく3点としております。

1点目では、「計画の概要」として、計画策定の背景や趣旨、位置付け、推進体制や計画期間を示してまいります。

2点目では、「基本理念・方針」を示してまいります。

3点目では、「施策」を示してまいります。

統合後の計画の「計画期間」でございますが、まず「経営改革方針」及び「経営改革推進計画」につきましては、計画期間が令和8年度までとなっております。このため、統合後の計画は、令和9年度からを計画期間とさせていただきたいと考えております。

一方で、「DX推進計画」ですが、こちらは今年度までが計画期間であり、経営改革方針との間に1年ズレが生じるため、整合性を図る観点から、計画期間を1年延長いたしました。

統合後の計画については、令和8年度中に策定することとなりますので、来年度、本委員会でご審議いただけるよう、進めてまいります。

私からのご報告は、以上でございます。

ただいまの件につきまして、委員の皆様から、ご意見ご質問ございましたら参考とさせていただきたいと存じますがいかがでしょうか。

○鎌田委員

DX推進計画も一緒に含めた形の計画になるというお話ですが、DX推進計画は外部のコンサルタントやベンダーなども絡めながら作成しているのでしょうか。

○事務局

計画の策定については、そういった外部の事業者の方とともに策定を進めております。

それから、取組に関しましてはCIO補佐という業務もその事業者の方をお願いをしております、そこからアドバイスをいただきながら対応しているところでございます。

○鎌田委員

安心しました。専門人材が長期にわたって新しい情報をキャッチアップしながら進めていかないと進まない話だと思います。

情報経営課の職員だけでは疲弊してしまうと思っていますので、ぜひ第三者の目を通して新しい知識を常に供給してくれるような体制で進めていかないと、なかなか自治体のDXは難しいと聞いております。

できれば、しっかり予算を取ってやっていただければよいと、そのような感想を持ちました。

○事務局

ありがとうございます。ただいまのご意見を参考にさせていただき、更なるDXの強化が必要かと思っておりますので、予算要求など今後協議を進めたいと存じます。

その他ご意見等ございますでしょうか。

○委員

特になし。

4. 閉会

○事務局

委員会の閉会を宣言。

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和 8 年 2 月 12 日

署名人 白坂 英義